

林弘法律事務所
中山 理司 様



情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：令和2年（行情）濛問第500号

事件名：特定検察官が辞職した結果、業務の継続的遂行に生じる障害について分析した文書等の不開示決定に関する件

① 提出期限

令和2年11月10日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濛問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濛問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

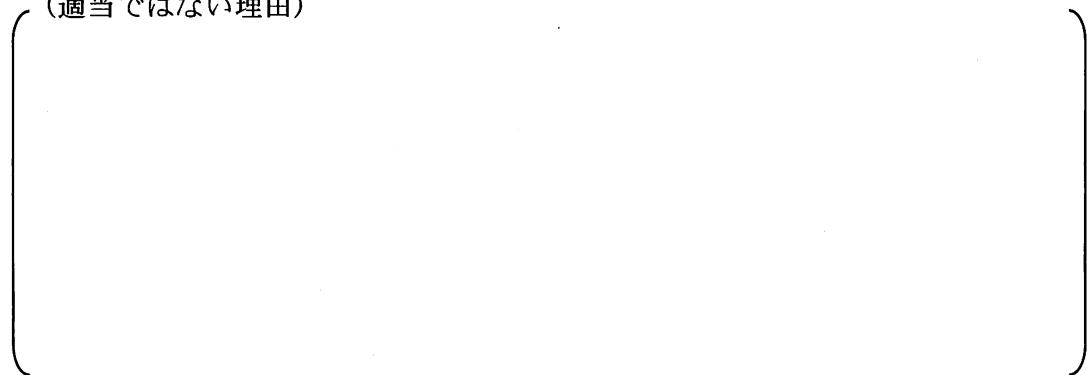
令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮詢庁:検事総長

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、「①東京高検管内では、黒川弘務検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であったにもかかわらず、黒川弘務検事長が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について東京高検が予想し、又は分析した文書（以下「本件開示請求文書①」という。）、②黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀に関して東京高検が作成し、又は取得した文書（以下「本件開示請求文書②」という。）、③品位と誇りを胸に（四訂版以降の最新版）」を対象としたものである。

2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、本件開示請求文書①については、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を、本件開示請求文書②については、対象文書として特定した「検事長コメント（令和2年5月21日付け）」について開示決定をし、請求内容のうち、刑事事件に関連して作成又は取得した文書一切については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号）を開示することとなる（法8条）ことを理由に不開示決定を、「③品位と誇りを胸に（四訂版以降の最新版）」については、対象文書として特定した「品位と誇りを胸に（五訂版）」について開示決定を、各行った（上記2件の不開示決定を以下「原処分」という。）。

第2 請問の要旨

審査請求人は「黒川弘務元東京高検検事長（以下「黒川氏」という。）は、国家公務員法81条の3第1項に基づき勤務延長されていたところ、令和2年5月20日、緊急事態宣言で外出自粛要請が出ていた中で賭け麻雀をしていたという趣旨の記事が週刊文春ウェブサイトに掲載されたことを受けて、同月21日に辞職を表明し、同月22日の閣議で辞職を承認されたという経緯からす

れば、本件開示請求文書①は存在するといえる。」「検事総長が黒川氏に対する訓告処分を決定するに際し、東京高検が事実関係の調査を手伝ったと思われる事からすれば、黒川氏が作成した検事長コメント（令和2年5月21日付け）以外にも本件開示請求文書②に該当する文書が存在するといえる。」「本件開示請求文書②のうち、当該刑事事件に関連して作成又は取得された一切の文書の存否が明らかになつただけで、法5条4号に該当するとまではいえない。」として、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

第3 諮問庁の判断及び理由

1 本件開示請求文書①について

処分庁に対し、当時の東京高等検察庁検事長（以下「同検事長」という。）が、不適切な行為を週刊誌ウェブサイトに掲載されたことを発端に辞職した結果、処分庁の業務の継続的遂行に生じる障害について、処分庁が予想し、又は分析した事実の有無について確認したところ、そうした事実はないとのことであった。

よって、審査請求人は「同検事長が、令和2年5月20日、不適切な行為を週刊誌ウェブサイトに掲載されたことを受けて、同月21日に辞職を表明し、同月22日の閣議で辞職を承認されたという経緯」から「本件開示請求文書①は存在するといえる。」旨主張するが、処分庁において、同検事長が辞職した結果、処分庁の業務の継続的遂行に生じる障害に関する予想又は分析がそもそも行われていないのであるから、当該予想又は分析した結果を記録した行政文書は存在しないものと認められる。

なお、処分庁において、審査請求を受けて、本件開示請求文書①に該当する行政文書の再探索を行ったものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

2 本件開示請求文書②について

審査請求人は、同検事長の賭け麻雀に関して処分庁が作成し、又は取得した文書というように、特定人の特定事項に関する多岐にわたる行政文書の開示を求めているところ、一般的に賭け麻雀という行為は、刑法185条の賭博に該当し得ることから、同検事長の行為に対し、第三者が告発することが考えられ、

現に、同検事長の賭け麻雀について告発がなされた旨の報道が複数なされているものである。

第三者から検察庁に告発がなされた場合、一般的には、その提出書類について受付簿で受け付けた上、刑事訴訟法等に基づき、検察官において所要の捜査を遂げた上、当該告発を適正に処理するものであり、告発手続に際しては、告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」（刑事訴訟法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。）に該当する文書のほか、前記受付簿のような「訴訟に関する書類」に該当しない文書も作成される。

処分庁において、同検事長の賭け麻雀に係る刑事事件に関連して作成又は取得された文書について、その内容を不開示にするとしても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、さらには、同検事長の当該行為については報道等で大々的に報じられていることも踏まえると、当該捜査の進捗状況等に興味を持つ第三者から、不当な干渉等を受けるおそれが生じることも考えられるため、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、同検事長の賭け麻雀に係る刑事事件に関連して作成又は取得された文書が存在しない場合、その旨を答えると、その時点で当該文書の作成を伴う捜査活動及び公判活動等をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、当該状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅などを行うおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、捜査の内容及びその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗

措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

したがって、同検事長の賭け麻雀に係る刑事事件に関連して作成又は取得された文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

また、審査請求人は「検事総長が同検事長に対する訓告処分を決定するに際し、処分庁が事実関係の調査を手伝ったと思われる」ことから、「同検事長が作成した検事長コメント（令和2年5月21日付け）以外にも本件開示請求文書②に該当する文書が存在するといえる。」旨も主張しているが、処分庁に対し、そのような事実関係の調査を行った、又は手伝った事実の有無を確認したところ、そうした事実はないとのことであったため、当該調査を記録した行政文書は存在しないものと認められる。

なお、処分庁において、審査請求を受けて、本件開示請求文書②に該当する、検事長コメント（令和2年5月21日付け）以外の行政文書の再探索を行ったものの、他に開示すべき行政文書の存在を確認することはできなかった。

第4 結論

以上のとおり、本件開示請求文書①について、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とし、本件開示請求文書②について、特定した行政文書を開示した以外に、刑事事件に関連して作成又は取得した文書一切については存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）を開示することとなる（法8条）ことを理由に不開示とした原処分は、妥当である。